

社会にはルールがあります。前回(7月号掲載)の最後に「ゴミ出しの方法など最低限のルールは守りつつです」と書きました。法律というルールもありますが、それだけではありません。年上の人間にはどのような言葉遣いをするか、近所とはどんな付き合いをするか等の文化という日本には日本のルールがあります。そして、ルールを守らなかったり、違ったりすると、互いに不愉快な思いをします。これは外国人との間だけでなく、身近にもあります。「最近の若い者は…」というのはその典型です。

ただ、若者には直接話ができます。言葉が通じるからです。しかし、言葉が通じないとできません。そこで特別なことが必要です。外国籍市民がわかるように彼らの母語にルールを訳す



ことや、逆に日本語が分かるように教えることです。これらは多文化共生の重要な施策になっています。

簡単なことであれ言葉を交わして意思疎通ができることは、二つの点でさらに大きな意義があります。ひとつは近所付き合いや祭り等一緒に何かをする機会が増え、自分たちと似たことに笑ったり悩んだりすることを知り、同じ人間だと気付くことです。「変な外国人」から「一人の人間」へと見方が変わります。もうひとつは震災や事故対応です。火事、事故、地震の時の救助は国籍で区別するような問題ではありません。ちょっと言葉が通じる

だけで救助する側もされる側もとても助かります。

現在の日本は外国籍市民がいなければ成り立たなくなっています。このような状況で、互いのことを知らずに暮らしたら大変です。そうならないよう、互いが快適に暮らすために多文化共生の施策があります。このように多文化共生の施策は外国籍市民だけではなく、日本人のためでもあり、外国籍市民への施しというわけでは決してありません。

文: 県立広島大学 上水流久彦 助教

イラスト: 県立広島大学 ロナルド・スチュワート 准教授

2011(平成23)年 広報あきたかた 9月号掲載